

お申し込みご案内（詳しくは各受託旅行会社パンフレットの旅行条件をお読み下さい。下記は標準的注意事項です。）

●1 主催旅行契約

- この旅行は（以下当社とは「受託旅行社」をいいます。）この旅行に参加されるお客様は受託旅行会社と主催旅行契約を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、パンフレット・本旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表と称す確定書面及び当社旅行業約款主催旅行契約部（以下「約款」といいます）によります
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供をうけることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 当社が主催旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。
- 日本国内の空港から本項(4)の発着空港までの区間を、普通運賃又はパンフレット等に記載の追加料金（または無料）で利用する場合、この部分は主催旅行契約の範囲に含まれません。

●2 旅行契約のお申込み・予約

- ①当社②旅行業法で規定された「受託営業所」（以下①②を併せて「当社ら」といいます）のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申込み又は予約を承ります。
- 当社らは、同一コースにて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に關わる旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。
- ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。
- 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による旅行契約の申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約は予約の時点で成立しておりますが、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをして頂きます。この期間内に、申込金を提出されない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取扱います。
- お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちに出来ない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が待ち予約の状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を待ち予約のお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することがあります。この場合でも当社らは申込金を申し受けず、ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様より待ち予約登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- 本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではありません。
- 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が30万円以上	50,000円以上 旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円以上未満	30,000円以上 旅行代金まで
旅行代金が15万円未満上	20,000円以上 旅行代金まで

但し、特定期間、特定コースにつきましては別途パンフレットに定めるところによります。上記表内の「旅行代金」とは、第7項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

●3 お申し込み条件

- 旅行開始日時時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）尚、15歳以上20歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。コースによりましては、旅行の安全かつ円滑な実施の為に、ご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行などを条件とさせて頂く場合があります。又、ご参加の場合に、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康をそこなっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出して頂く場合があります。尚、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加をして頂くことを条件とします。但し妊娠36週以降（出産予定日の4週間以内）の航空機搭乗および出産予定日がはっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。又航空機搭乗が予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。いずれの場合も、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者又は同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡致します。
- お客様が旅行中に疾病、障害、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、別途条件でお受けすることもあります。
- お客様の都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等について必ず添乗員若しくは係員にご連絡いただきます。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

●4 旅行契約の成立時点

- 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。
- 第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客様より待ち予約登録の解除のお申し出がなく、当社らが契約締結が可能になった旨をお客様に通知したときは、この時点で成立します。
- 電話又はご来店による事前のお申し込み又は予約が一切なく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメールおよび郵便等にてお申し込み又は予約がなされた場合は以下の時点で成立します。

- 事前に申込金のお支払いがあった時は、当社らが承諾した旨の通知を発した時。
- 事前に申込金のお支払いがない時は、当社らが申込金を受理した後に当社らが承諾した旨の通知を発した時。

●5 旅行代金のお支払い

旅行残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社らが指定する期日までにお支払い頂きます。

●6 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加料金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約金」「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

●7 契約書面に関してはお申し込みのパンフレット等をお読み下さい。

●8 渡航手続

- 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の取得などの渡航手続は、お客様ご自身で行って頂きます。但し、当社らでは所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行うことがあります
- 当社らは(1)の業務を行う事で、実際にお客様が渡航書類を取得できることおよび関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではありません。

●9 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に表示した航空・船舶・鉄道等利用運送機関の運賃。（コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースは明示します）
- 旅行日程に明示した送迎（空港・駅・埠頭と宿泊場所間）、都市間の移動のバス・車等の料金。
- 旅行日程に明示した観光の料金。（バス・車等の料金、ガイド料金、入場料等）
- 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金。（パンフレット等に特に別途記載のない限り、2人部屋にお2人を基準）
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。
- お一人様スーツケース1個の手荷物運搬料金。（航空機で運搬の場合はお1人様20kgが原則となっておりますが、等級や方面により異なりますので詳しくは係員にお尋ね下さい。）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。又一部の空港・駅・ホテルではポーターがいない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- 添乗員同行コースの同行代金。
- 団体行動中のチップ。
上記(1)～(8)の諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●10 旅行代金に含まれないもの

- 第9項の他は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- 超過手荷物料金。（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金等。
- 傷害、疾病に関する医療費等。
- 渡航手続諸費用。（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・傷害疾病保険料及び渡航手続代行料金）
- 日本国内の空港施設使用料。（但し、パンフレット上当社が空港税等を含んでいる旨明示した場合は除きます。）
- 旅行日程中の空港税・出国税・国際旅客航路料及びこれに類する諸税・料金。（日本国内通行税を含む。）(上段()内同じ)
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費等。
- 1人部屋を使用される場合の追加料金。
- 希望者のみが参加するオプションツアー（別途代金の小旅行）等の代金。

●11 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程旅行サービスの内容を変更する事があります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は変更後に説明します。

●12 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切しません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂された時は、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用が増加した時は、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になった時は、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

●13 お客様の交替

- お客様は万一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡す事が出来ます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社らに提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお客様1人当たり1万円（主催旅行会社により異なります）をお支払いいただきます。（但し、取消料対象期間外の場合を除きます。）
- 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾を得、かつ手数料を当社らが受理した時に効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する権利及び義務を継承する事となります。尚、当社は、コース・時期等により当該交替をお受け出来ない事があります。

●14 旅行契約の解除・払い戻し（下記 取消料対象期間外の場合を除きます。）

- 旅行開始前 お客様の解除権 お客様は次に定める取消料をお支払い頂く事により、いつでも旅行契約を解除する事が出来ます。但し、解除のお申し出は、当社らの営業時間内にお受けします。（本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース並びに海外発着コース

	取 消 料（お一人様）	
旅行契約解除の日	ピーク時に開始する旅行	ピーク時以外に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10% (5万円を上限)	無 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降 3日目にあたる日まで	旅行代金が30万円以上 ----- 5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満 ----- 3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満 ----- 2万円 旅行代金が10万円未満 ----- 旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日および前日	旅行代金の30%	
旅行開始日当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日をいいます。

- お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
 - 第11項に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われた時。
 - 第12項に基づき、旅行代金が増額改訂された時。
 - 天災地変、戦乱暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きい時。
 - 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程の実施が不可能になった時。
- 当社の解除権
 - お客様が当社に明示した性別・年齢その他旅行条件を満たしていない事が明らかになった時。
 - お客様が疾病等、当該旅行に耐えられないと認められた時。
 - 他のお客様に迷惑を及ぼし、団体行動の円滑な実施を妨げる虞があると認められた時。
 - 最少催行人数に満たない時。
 - スキーを目的とする旅行において当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しない時、又は虞がある時。
 - 天災地変・戦乱・暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由より旅行実施が不可能になった時。
- 15特別補償 約款の別紙「特別補償規程」をお読み下さい。（又パンフレットもお読み下さい。）
- 16その他
 - お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時は、それらの費用をお客様にご負担頂きます。
 - お客様の便宜をはかるためお土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入して頂きます。
 - 子供代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳以上、12歳未満の方に適用致します。又、幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内します。但し、パンフレット内で別に定められている場合はこの限りではありません。尚、幼児代金には滞在地上費は含まれず、現地にて実費精算となります。尚、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用されます。